

旧優生保護法補償金等支給法の 施行状況等について

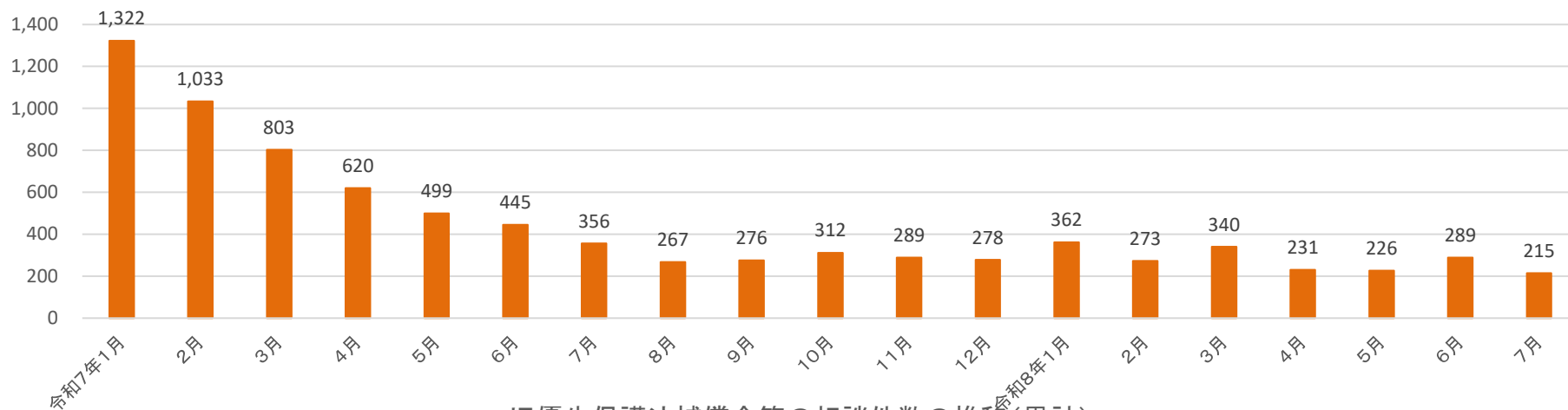
令和8年9月11日
こども家庭庁成育局母子保健課

旧優生保護法補償金等の相談・請求・認定の状況（令和8年7月末）

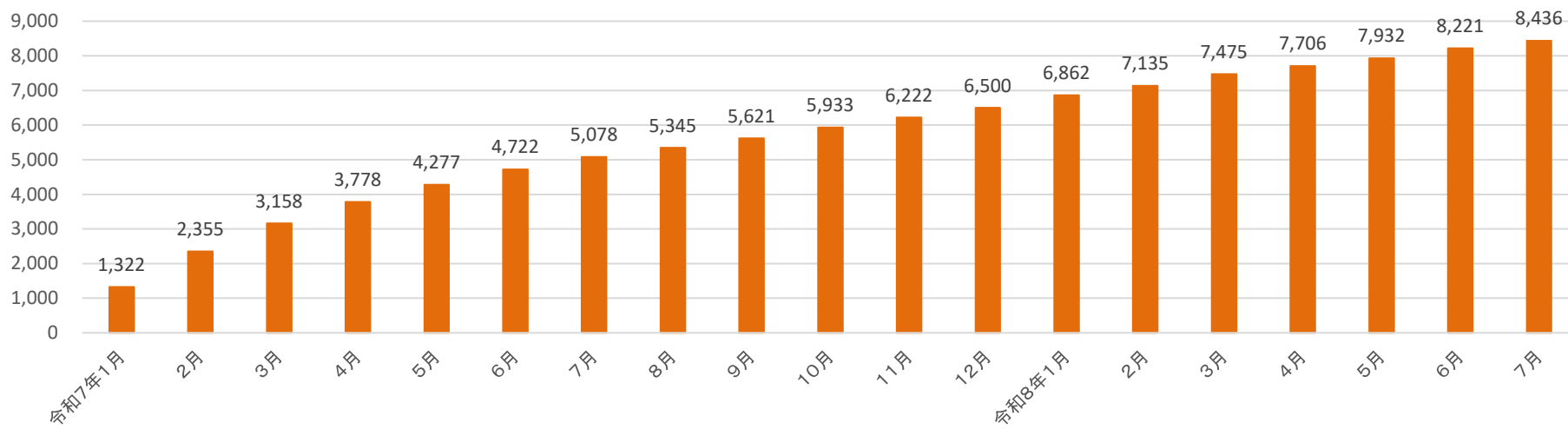
相談件数

- 法施行直後の令和7年1月は全国で1,322件の相談があったものの、月ごとに見ると減少傾向にあり、令和8年7月には215件となっている。
- 被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、一層の周知・広報が必要。

旧優生保護法補償金等の相談件数の推移



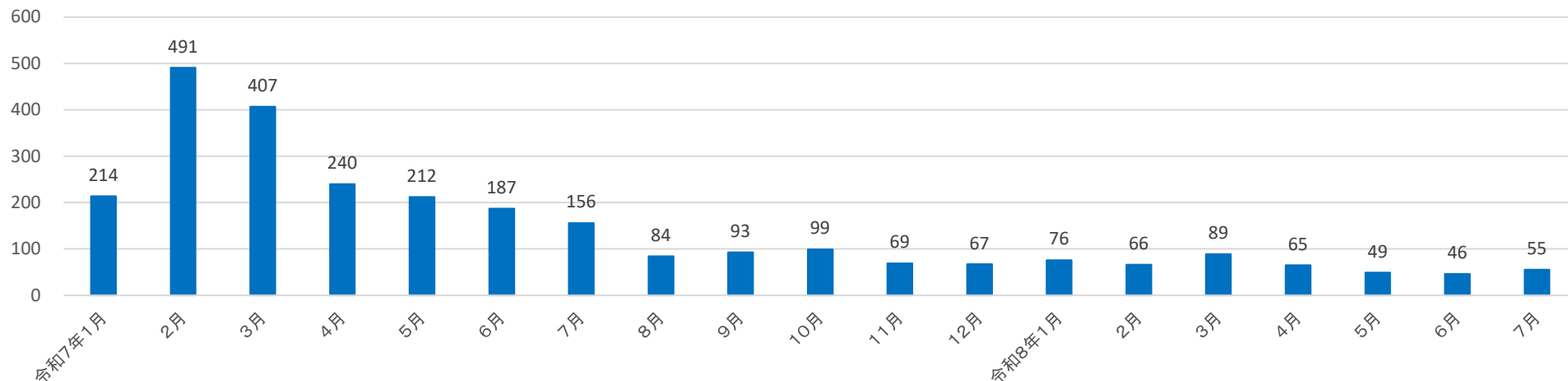
旧優生保護法補償金等の相談件数の推移(累計)



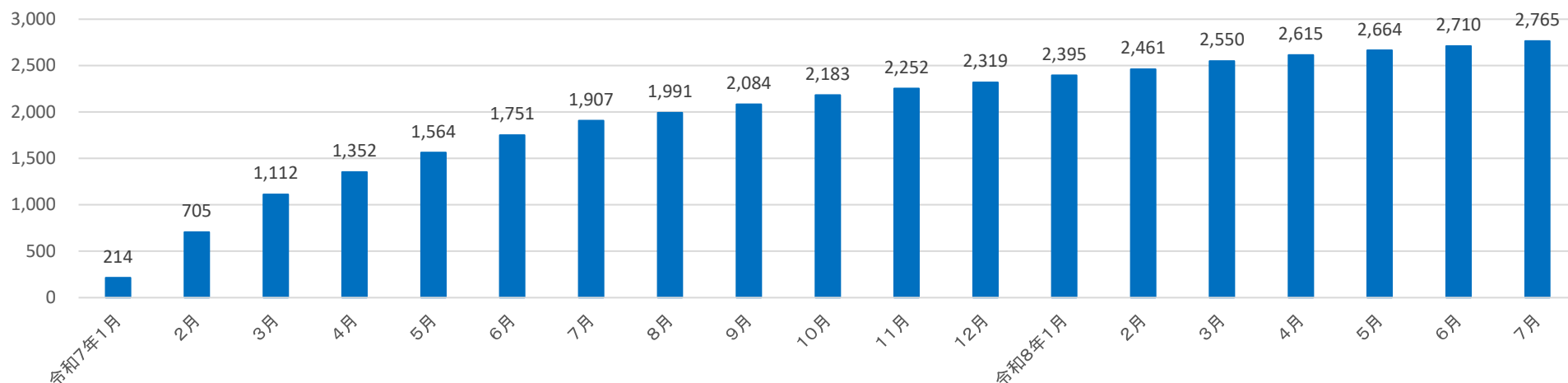
請求件数

- 令和7年2月が491件と一番多くの請求があったが、令和8年7月には55件となっている。
- 法施行直後に多く提出されていた、一時金既受給者の請求が少なくなってきたことに伴い、請求件数も減少傾向にあり、さらなる請求につなげるための取組が必要。

旧優生保護法補償金等の請求件数の推移



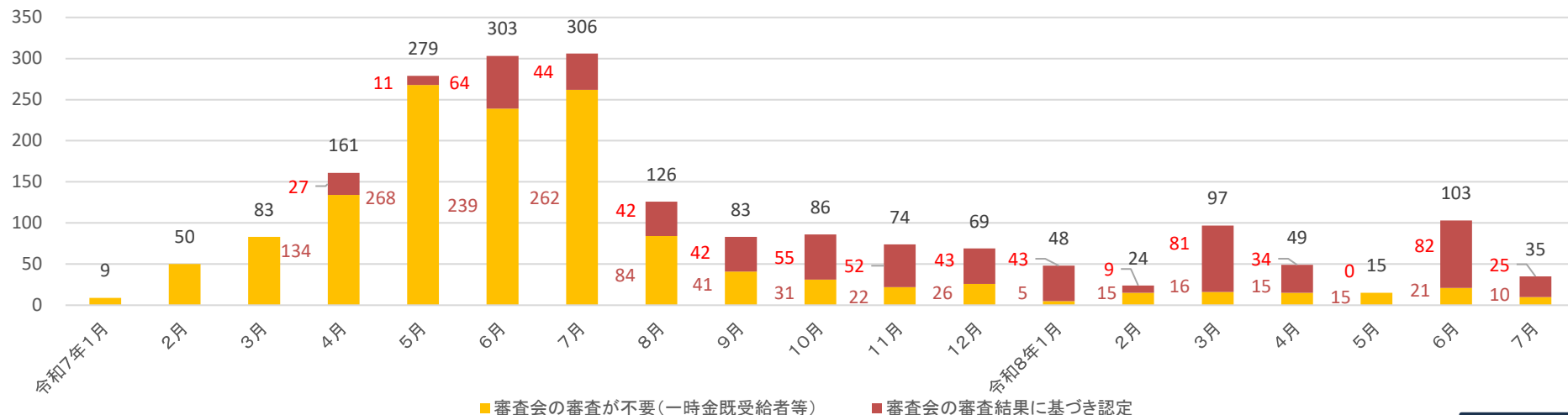
旧優生保護法補償金等の請求件数の推移(累計)



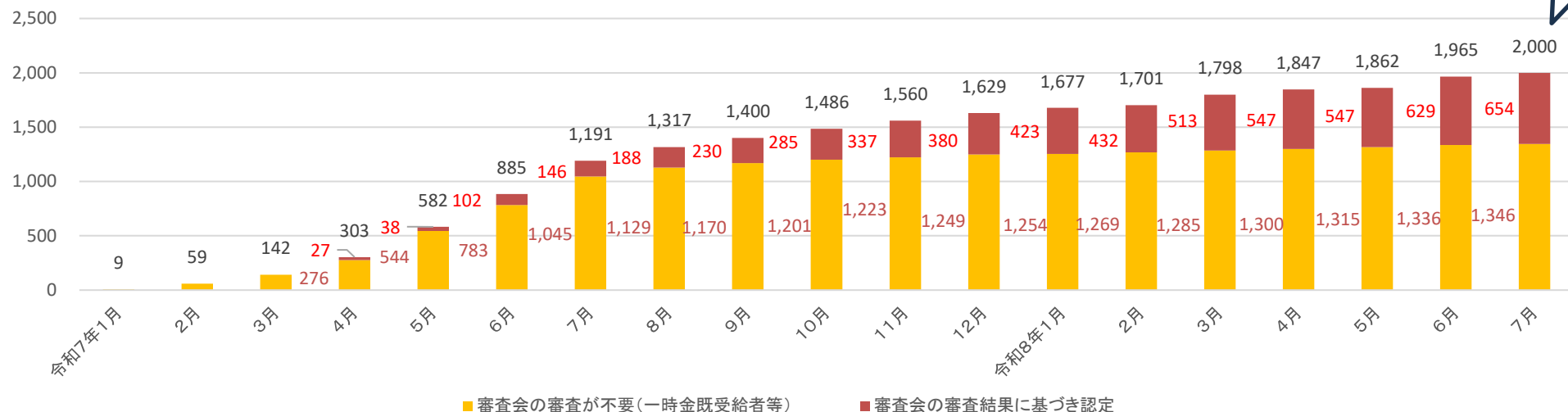
認定件数

- 令和8年7月の認定件数は35件となっており、累計では2,000件となっている。
- 補償金等の支給対象者であることが明らかな場合以外は、月1回程度開催する、補償金・優生手術等一時金認定審査部会と人工妊娠中絶一時金認定審査部会の審査結果に基づき、認定手続き等を進めている。

旧優生補償金等の認定件数の推移



旧優生補償金等の認定件数の推移(累計)



こども家庭庁からのお願い

- 1 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方は、約2万5千人と見込まれており、被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、**一層の周知広報が必要**であり、都道府県においても引き続きご協力をお願いする。
- 2 請求者の情報入手方法として有効と考えられる、**テレビ、新聞、都道府県・市町村の広報紙、施設・病院における広報の実施など**について、検討をお願いする。とりわけ、広報紙については全戸配布を通じて**地域の住民に広く行き渡り、請求者本人のみならず家族や関係支援者の目にも触れる媒体**であることから、潜在的な請求者への周知に資することが期待される。このため、市町村への協力、依頼も含め、その積極的な活用について特段のご協力をお願いする。
- 3 また、被害者の多くは障害のある方であることから、障害特性に応じた周知・広報が重要である。国においても、手話動画や分かりやすいリーフレット、音声コード入りリーフレットを作成しているところである。こうした取組に加え、都道府県においても、**関係団体と連携しつつ、今回ご紹介する各県の周知・広報の取組も参考に、例えば、地域特性に応じた手話動画など、独自の周知・広報素材の作成について検討**をお願いしたい。
- 4 新たに請求いただいた補償金等について、認定審査部会における審査の結果、**優生手術等をした当時に障害があったことや、優生手術等を受けた際の状況・理由について補足説明が必要**な場合があるため、引き続き都道府県においては、請求者の方への連絡や追加の情報収集等についてご協力をお願いする。
- 5 旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で**施設及び機関が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録について、保存期限を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること**をお願いする。

第8期障害福祉計画等の策定にあたっての障害者手帳・自立支援医療受給者証保有者等に対するアンケート調査等の機会を捉えた補償金等の周知について

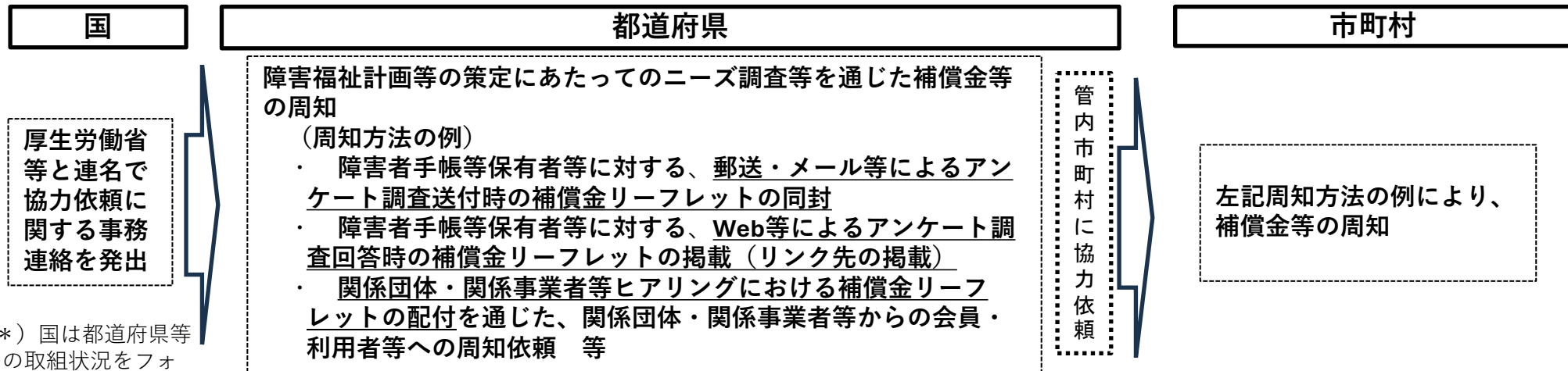
- 旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等については、令和7年1月に施行。
- 優生手術の実施件数は約2万5千件（推定）である一方、補償金等の請求件数は法施行当初（令和7年2月）は月500件程度だったが、足元（令和8年2月）は月60件程度となっており、結果、累計での認定件数は約1,700件。
- このため、迅速に請求件数を伸ばしていくため一層の周知を図る観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方が障害のある方が少なくないことを踏まえ、都道府県等による障害者手帳等保有者等に対するアプローチの機会を捉え、補償金等の周知を行うもの。

本取組の概要

- **令和8年度において、都道府県及び市町村は第8期障害福祉計画**（障害者総合支援法に基づく都道府県障害福祉計画及び市町村障害福祉計画をいう。）**等**（障害者計画（障害者基本法に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。）の見直しを含む。）**を策定**することされている。
- **本計画等の策定にあたっては、地域の実情に応じ、アンケート調査等によるニーズ調査等が行われる。**
- **このニーズ調査等は、障害者手帳や自立支援医療受給者証の保有者など障害のある方などに対し行われるもの。**
- **この機会を捉え、例えば、郵送によるアンケート調査等に、補償金等のリーフレットを同封等いただくことにより、補償金等の幅広い周知を行うもの。**

（参考）障害者手帳保有者：約610万人（令和4年）、自立支援医療（更生医療及び精神通院医療に限る。）の支給認定者数：約296万人

本取組のイメージ



（*）国は都道府県等の取組状況をフォローアップ

旧優生保護法に基づく優生手術等及び人工妊娠中絶等に関する 個人記録の調査及び請求の勧奨について

- 旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等については、令和7年1月に施行。
- 優生手術の実施件数は約2万5千件（推定）である一方、補償金等の請求件数は法施行当初（令和7年2月）は月500件程度だったが、足元（令和8年1月）は月70件程度となっており、結果、累計での認定件数は約1,600件。
- このため、更なる請求につなげていくための取組の一つとして、本調査等を行うもの。

基本的な考え方

過去に補償金等の認定を受けた被害者が「優生手術等を受けた医療機関」又は「入所等していた福祉施設及び医療機関」について、

- 当該医療機関において、他の入院者も優生手術等が行われていた蓋然性が高い
 - 当該福祉施設及び医療機関において、他の入所者等も優生手術等が入所等に当たった条件等とされていた蓋然性が高い
- と考えられることから、そうした医療機関等にフォーカスし、都道府県による調査等をお願いするもの。

本調査等の対象となる医療機関等

過去に補償金等が認定された方であって、その方の請求書に記載のある以下の医療機関等について、国がリストアップ

- ① 優生手術等又は人工妊娠中絶等を受けたとされる医療機関
- ② 生活の場としていたとされる福祉施設又は医療機関

本調査等の基本的な流れ

（*）国は都道府県の取組状況をフォローアップ

